○おおい町災害見舞金支給規則

平成18年3月3日

規則第43号

改正　平成24年6月26日規則第16号

改正　平成28年12月16日規則第22号

(趣旨)

第1条　この規則は、町民が町の区域内において発生した災害により被害を受けた場合に、当該被災者の援護に資するために支給する災害見舞金(以下「見舞金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の衝突その他これらに類する不慮の人為的災害又は異常な自然災害をいう。

(2)　町民　災害を受けた当時、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、記録されている者をいう。

(3)　世帯　生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(4)　住家　町民が現実に生活の本拠として居住のため使用している建物で、固定資産税の課税対象となっている建物をいう。

(5)　非住家　前号に規定する住家以外の建物で固定資産税の課税対象となっている建物をいう。

(6)　全焼、全壊又は全流失　住家又は非住家の損害が70パーセント以上に達した状態をいう。

(7)　半焼又は半壊　住家又は非住家の損害がおおむね20パーセント以上70パーセント未満の状態をいう。

(8)　一部焼又は一部損壊　住家又は非住家が、半焼又は半壊に達しない程度のものをいう。

(9)　床上浸水　前3号に該当しない場合であって、住家の床上に達した浸水又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に当該住家としての機能を損なう状態をいう。

(10)　火災等　住家又は非住家が異常な自然災害を除く火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の衝突その他これらに類する不慮の人為的災害により損害を受けた災害をいう。

(11)　風水害等　住家が異常な自然災害により損害を受けた災害をいう。

(見舞金の支給)

第3条　住家及び非住家が災害により被害を受けた場合には、次の表における建物の種類、災害の種類、災害の状態及び災害割合欄による被害の区分に応じそれぞれ見舞金額欄に掲げる額の見舞金を当該被害を受けた世帯の世帯主(当該災害により世帯主が死亡した場合は、当該死亡者の遺族又は葬祭を行った者とする。)に対し支給するものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物の種類 | 災害の種類 | 災害の状態 | 災害割合 | 見舞金額 |
| 住家 | 火災等 | 全焼・全壊 | 破損割合70％以上 | 円200,000 |
| 半焼・半壊 | 破損割合50％以上70％未満 | 180,000 |
| 破損割合30％以上50％未満 | 140,000 |
| 破損割合20％以上30％未満 | 100,000 |
| 一部焼・一部損壊 | 破損割合10％以上 | 60,000 |
| 破損割合5％以上10％未満 | 40,000 |
| 破損割合5％未満 | 10,000 |
| 風水害等 | 全壊・全流失 | 損害割合70％以上 | 60,000 |
| 半壊 | 損害割合20％以上70％未満 | 30,000 |
| 一部損壊 | 損害割合20％未満被害金額100万円以上 | 6,000 |
| 損害割合20％未満被害金額20万円以上100万円以下 | 2,000 |
| 床上浸水(延床50％以上) | 浸水高150cm以上 | 30,000 |
| 浸水高100cm以上150cm未満 | 20,000 |
| 浸水高70cm以上100cm未満 | 14,000 |
| 浸水高40cm以上70cm未満 | 10,000 |
| 浸水高40cm未満 | 6,000 |
| 床上浸水(延床50％未満) | 浸水高100cm以上 | 6,000 |
| 浸水高100cm未満 | 2,000 |
| 非住家 | 火災等 | 全焼・全壊 | 損害割合70％以上 | 100,000 |
| 半焼・半壊 | 損害割合20％以上70％未満 | 60,000 |
| 一部焼・一部損壊 | 損害割合20％未満 | 10,000 |

2　住家及び非住家が同一災害により被害を受けた場合には、金額の高い方の額の見舞金を支給するものとする。

3　住家及び非住家災害の損害割合については、官公署等が発行する罹災証明書等の被災状況に準ずる。

(支給の制限)

第4条　見舞金は、次の各号のいずれかに掲げる場合には支給しないものとする。

(1)　災害により被害を受けた場合に、当該被害が被災者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2)　当該被害が犯罪行為を伴うものであり、町長が見舞金の支払を適当でないと認めたとき。

(3)　災害発生から起算して2年を経過したとき。

(見舞金の返還)

第5条　町長は、見舞金を支払った後、この規則に違反していることが判明したときは、その支払った見舞金の返還を請求することができるものとする。

(災害の報告)

第6条　町民が住家及び非住家において災害を受けて災害見舞金の支給を受けようとするときは、被災報告書(様式第1号)を、速やかに町長に提出しなければならない。

(支給の手続)

第8条　被災者は、災害見舞金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　官公署等の発行する被災証明書

(2)　その他町長が必要と認めたもの

(支給の決定)

第9条　町長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、第3条に該当する場合は見舞金を支給し、該当しない場合は災害見舞金不支給通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(その他)

第9条　この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の大飯町又は名田庄村の地域において発生した災害による被害に対して支給される災害見舞金については、それぞれ合併前の大飯町災害見舞金支給規則(昭和63年大飯町規則第5号)又は名田庄村災害見舞金制度の例による。

附　則(平成24年6月26日規則第16号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附　則(平成28年12月16日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。